

事項	知事意見	都市計画決定権者の見解(案)
総括的事項	1 当該事業の実施にあたり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たに事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定手法を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。	事業の実施にあたり、項目及び手法の選定等に関する事項に新たに事情が生じたときは、適切に対応します。
	2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。	本環境影響評価書では、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の項目を選定し、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行い、環境に与える影響について、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価しています。 なお、事業の実施にあたり、環境影響評価で予測し得なかった著しい影響がみられる場合には、関係機関と協議するとともに、評価書10-3頁に記載のとおり、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施するものとしています。
	3 工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。	環境影響評価書に記載した工事中及び供用後における環境保全措置については的確に履行するとともに、事業実施段階における最新の技術・工法等を積極的に採用するなど、環境負荷の低減に努めます。
	4 事業に伴う環境影響について、地域住民に対して十分な説明を行い、環境に関する要望などに配慮して事業を実施するよう努めること。	今後、道路構造の詳細及び施工計画を検討するにあたっては、環境影響評価書に基づき環境の保全について適正な配慮を行います。 また、事業実施段階における設計説明会や工事説明会などで地域住民の方にわかり易く丁寧に事業に伴う環境影響について説明を行います。
個別的事項 【大気質・騒音・振動】	5 工事における粉じん、騒音、振動防止対策を講ずること。なお、遮音壁は、工事中の粉じん飛散防止や騒音低減の効果が見込めることから、工事の最初の段階で設置するなど、工程や施工方法についても環境に配慮して工夫すること。	工事中の粉じん等の対策については評価書8-1-19頁に記載のとおり、工事用道路への散水や建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を行います。 また、騒音や振動については評価書8-2-14、15、8-3-10頁に記載のとおり、防音パネル・シートの設置や低騒音型、低振動型建設機械を採用します。 なお、工事中における遮音壁の設置については工事工程や施工箇所の状況などを勘案して検討します。
【騒音】	6 排水性舗装等の低騒音舗装を積極的に採用し、供用後の自動車走行時の騒音の一層の低減を図ること。	評価書8-2-54頁に記載のとおり、自動車の走行に係る騒音の影響が考えられる場合は、遮音壁の設置を検討します。 また、当該事業における一般的な環境保全の方針として評価書3-10頁に記載のとおり、影響が考えられる場合には遮音築堤、裏面吸音材（高架部）、低騒音舗装等の設置を考慮します。

	<p>7 供用後の自動車走行時の騒音については、地域住民の不安も多くあることを踏まえて、環境保全措置の効果を検証する観点で、供用後のモニタリングとその結果の公表について検討すること。</p>	<p>供用後における自動車走行時の騒音については、遮音壁を設置することにより事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されると考えております。</p> <p>なお、評価書8-2-55頁に記載のとおり、遮音壁の設置の効果に係る知見が蓄積されていることから事後調査は実施しないこととしています。</p> <p>また、評価書10-3頁に記載のとおり、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。</p> <p>供用後のモニタリングについては、道路維持管理の観点で必要に応じて実施することとなりますが、位置、結果の公表の方法等については、地元関係機関等と協議して決定することとなります。</p>
--	---	---

事項	知事意見	都市計画決定権者の見解(案)
【水質】	8 工事中に発生する濁水は沈砂地等の濁水処理施設で十分に処理すること。また、処理後の水質を確認したうえで河川へ排出し、放流先の河川で著しい工事による影響が生じないように配慮すること。	評価書3-10頁に記載のとおり、工事実施に伴って発生する濁水については、沈砂地等の濁水処理施設で処理した後、河川に放流することにより水質への影響低減に努めます。
【地質・文化財】	9 事業実施区域では新たな化石産出の可能性が高いことから、所管の教育委員会及び専門家に協議のうえ適切に対応すること。また、化石盗掘防止対策についても十分に配慮すること。	事業の実施にあたって、事業実施区域内で化石が産出した場合には、化石盗掘防止対策を含め関係機関に協議のうえ、適切に対応します。
【文化財】	10 事業対象区域には指定文化財や埋蔵文化財が存在しており、関係法令等の規定に基づき適切に対応すること。また、万一、工事中に発見された場合には、所管の教育委員会と協議すること。	道路事業における一般的な環境保全の方針として評価書3-9頁に記載のとおり、文化財保護法の規定に基づき適切に対応します。
【文化財・動物】	11 国指定天然記念物の「ネコギギ」が生息する河川区域について、現在の河川環境を把握し、事業実施による土石の流入量、水量、水質などの変化を可能な限り小さくするよう配慮すること。	本種については、評価書8-8-69頁に記載のとおり、計画路線が通過する、土岐川及び支川の一部で「ネコギギ」の生息が確認されましたが、本種の生息域の河川環境の大部分において計画路線は通過しません。生息域の一部である土岐川の支川では橋梁で通過する予定であり、生息域の改変はありません。 評価書8-5-5頁「水質」の項目では、本種の生息する河川での浮遊物質量(SS)等を測定しており、評価書8-5-9頁に記載のとおり、水質に係る環境保全措置として、「水の濁りに配慮した施工」、「仮設沈砂池等の設置による濁水処理」を実施することとしています。 また、事業の実施にあたっては、評価書3-10頁にも記載のとおり、くい打ちや沢等の工事を行う場合には、締め切り工法の採用を検討し、締め切り工区内においてコンクリートを十分に養生し、開放する際には、河川下流部のpHに異常が生じていないことを確認する等、水質、動物、生態系等への影響の低減に努めることとしています。
【土壌・地質・廃棄物】	12 掘削工事にあたっては、有害物質を含む土壌が存在する可能性に留意すること。また、掘削土壌に有害物質が含まれる場合は、関係法令等の規定に基づき適切に対応すること。	自然由来の重金属等を含む土壌の存在に留意するとともに、存在が明らかになった場合には、評価書3-9頁に記載のとおり、土壌汚染対策法の規定により適切に対応します。
【動物】	13 道路法面の緑化により鹿などの動物が誘引されロードキルが生じるおそれがあることから、法面の緑化や防護柵の設置にあたっては十分注意すること。	道路法面の緑化や防護柵設置にあたっては、鹿などの動物のロードキルの観点について十分注意します。
	14 鳥類のラインセンサス調査については、それぞれのルートに関して1ヘクタールあたりの密度を算出した結果を評価書に記載すること。	鳥類調査で実施したラインセンサス調査結果については、ルート毎に1ヘクタールあたりの生息密度を環境影響評価書に記載しました。(評価書8-8-23頁、参考資料5,6頁参照)
	15 武並地区はギフチョウの生息地として知られているが、事業実施によりその生息環境が縮小するおそれがあることから、幼虫の食草であるカンアオイ属の移植を適切に実施すること。	評価書8-10-36頁に記載のとおり、ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイ属については、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら、 移植先の環境を配慮し 、ギフチョウやカンアオイ属の生息・生育環境に適した個所に移植します。
	16 河川の付け替え工事の計画があるが、水生生物への影響のおそれがあることから、専門家と協議したうえで適切に実施すること。	河川の付け替え工事にあたっては、水生生物についての環境保全措置として、評価書8-8-93頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら適切に実施します。
【植物】	17 重要種の移植にあたっては、移植先の植生に影響を及ぼす可能性について十分に考慮し、専門家と協議して検討したうえで、適切に実施すること。	重要種の移植にあたっては、評価書8-9-79頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら適切に実施します。

事項	知事意見	都市計画決定権者の見解(案)
	18 法面緑化にあたっては、使用する植物種によっては周辺の植生環境に影響を及ぼす可能性があることを考慮して、植物種の選定や法面緑化方法を十分に検討したうえで実施すること。	法面緑化にあたっては、周辺の植生環境に影響を及ぼす可能性など他の環境への影響を十分に考慮し、適切に対応します。
	19 「岐阜県レッドリスト(植物編)改訂版」が平成25年6月に公表されたことから、新たにリストアップされた種について、工事による影響が出る前に調査したうえで対処すること。	平成25年6月に公表された「岐阜県レッドリスト(植物編)改訂版」において、新たに重要な種として掲載された種については、工事の実施前に事業による変更区域での生育状況を確認します。 なお、変更区域で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等と協議しながら環境保全対策を講じます。
【生態系】	20 道路が建設され山側と水田側が分断されることにより、生態系への影響が懸念されることから、生息する動物の特性や周辺環境の状況等を踏まえて適切に道路横断施設を設置するなど動物の移動経路の確保を図ること。また、講じた措置の効果を検証するための事後の調査についても検討をすること。	事業の実施により、動物の移動経路が分断される 区間では場合には 、評価書8-10-37頁に記載のとおり、ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置など、移動経路の確保を図ります。 また、同頁に記載のとおり、効果の不確実性はないことから、事後調査は行いませんが、上記の対策により、動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できると考えております。
【景観・日照阻害】	21 透光性の遮音壁を設置する場合は、経年劣化により性能が低下し、景観及び日照時間に影響を及ぼす可能性を考慮して、材質選定や設置後の維持管理に配慮すること。	透光性の遮音壁については、これまでの設置事例や最新の技術動向を参考に材質選定や設置後の維持管理に努めます。
【その他】	22 1から21の措置について、評価書に記載すること。	1から21の措置について環境影響評価書に記載しました。